

# 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更 （東大阪市決定）

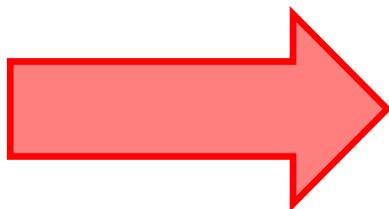
令和4年度第2回東大阪市都市計画審議会

令和4年11月18日（金）

# 生産緑地地区制度について

## 生産緑地地区とは・・・

市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に定めるもの  
(都市計画運用指針より)



本市が求める具体的な役割

- ・ 災害時におけるオープンスペース機能
- ・ やすらぎ、潤いの場としての環境形成
- ・ 多目的保留地機能
- ・ 農業活動の体験
- ・ その他良好な都市環境の形成

本都市計画変更は、受付期間中に追加指定届出があったもの及び買取申出されたものについて、地区の追加及び廃止、区域変更をおこなうものです

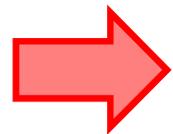
# 追加変更の概要

- 「追加」

新たに生産緑地地区の指定をおこなうもの 2地区

- 「区域変更（追加）」

既に指定している生産緑地地区の拡大をおこなうもの  
3地区



良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため

- 追加及び区域変更する生産緑地地区  
令和3年6月1日から令和4年5月末日まで  
に追加指定の届出があったもの

# 追加する地区（2地区）

地区名  
水走3-A-10

面積  
約0.05ha

議案書P-48



地区名  
東鴻池町5-G-3

面積  
約0.14ha

議案書P-27



# 区域変更(追加)する地区(3地区)

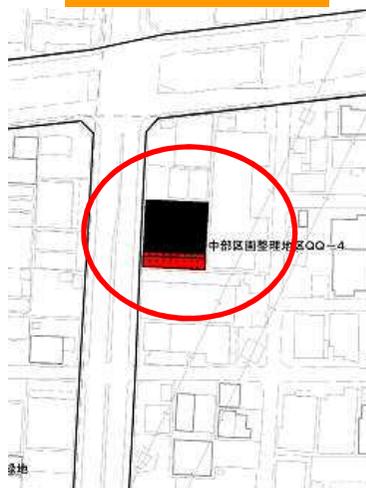
地区名

中部区画整理地区  
QQ-4

面積  
約0.15ha

議案書P-45

区域変更(追加)



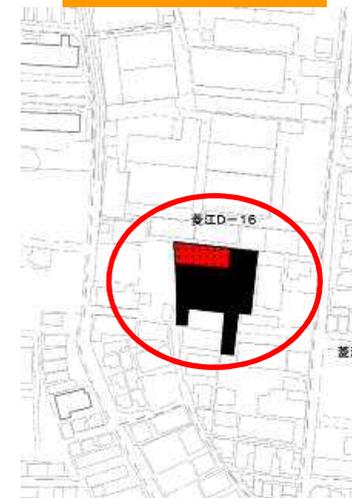
地区名

菱江D-16

面積  
約0.16ha

議案書P-29

区域変更(追加)



地区名

布市町3-A-2-4

面積  
約0.28ha

議案書P-16

区域変更(追加)



# 廃止変更の概要

- 「廃止」

生産緑地地区の廃止をおこなうもの 19地区  
(内、公共施設の設置による廃止 2地区)

- 「区域変更（廃止）」

既に指定している生産緑地地区の一部の廃止をおこなうもの 11地区  
(内、公共施設の設置による廃止 1地区)

- 廃止及び区域変更する生産緑地地区

- ① 令和3年4月から令和4年3月末日までに買取申出され、

- 令和4年6月末日までに行為制限が解除になったもの

- ②公共施設の設置されたもの

# 廃止変更の概要

## 廃止する地区（19地区）

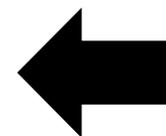
地区名	面積(変更前→変更後)
善根寺町2-F-4	約0.29ha→0ha
西石切町1-E-1-10	約0.06ha→0ha
東石切町2-A-11	約0.15ha→0ha
新町A-17	約0.20ha→0ha
横枕西H-9	約0.06ha→0ha
新庄西F-8	約0.08ha→0ha
稲葉2-F-2-16	約0.07ha→0ha
岩田町1-23	約0.07ha→0ha
吉田8-E-17	約0.15ha→0ha
若江西新町1-B-1-22	約0.07ha→0ha
中部区画整理地区ZZZ-9	約0.11ha→0ha
中部区画整理地区K-16	約0.11ha→0ha
中部区画整理地区HHH-16	約0.18ha→0ha
稲田新町3-G-8	約0.07ha→0ha
楠根2-G-8	約0.10ha→0ha
長田東1-D-8	約0.05ha→0ha
荒本D-15	約0.06ha→0ha
友井2-D-28	約0.06ha→0ha
衣摺6-A-27	約0.20ha→0ha

**合計 2.14ha減**

## 区域変更(廃止)する地区（11地区）

地区名	面積(変更前→変更後)
西石切町5-C-10	約0.16ha→約0.05ha
池島町1-A-2-30	約0.09ha→約0.05ha
横小路町5-B-30	約0.66ha→約0.30ha
横小路町6-A-1-30	約0.56ha→約0.41ha
箕輪G-2-9	約0.15ha→約0.14ha
松原B-17	約0.09ha→約0.08ha
若江西新町1-B-3-22	約0.06ha→約0.05ha
中部区画整理地区FF-3	約0.14ha→約0.07ha
中部区画整理地区I-9	約0.13ha→約0.11ha
中部区画整理地区JJ-10	約0.11ha→約0.09ha
衣摺5-G-27	約0.29ha→約0.11ha

**合計 0.90ha減**



議案書資料の図面で、  
廃止する区域をこちらの  
凡例で示しています

# 公共施設の設置による廃止（3地区）

地区名

西石切町1-E-1-10

面積

約0.06ha  
→0ha

議案書P-12

廃止



地区名

松原B-17

面積

約0.09ha  
→約0.08ha

議案書P-36

区域変更（廃止）



地区名

吉田8-E-17

面積

約0.15ha  
→0ha

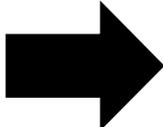
議案書P-39

廃止



# 地籍錯誤による面積表記の変更について

## ・背景

特定生産緑地の指定受付により  
指定面積と実際の地籍を確認  多くの生産緑地において  
面積の不整合が判明

## ・変更内容

**対象地区は630地区中26地区、約0.26haの減少**

(面積変更はありましたが、区域変更はなし)

# 生産緑地地区の規模面積を緩和したことによる効果について

## 追加となり得た地区

地区名  
水走3-A-10

面積  
約0.05ha(493m<sup>2</sup>)



## 関連廃止を免れた地区

地区名  
池之端町1-A-2-30

面積  
約0.05ha(452m<sup>2</sup>)



生産緑地地区の規模面積の緩和（地区面積300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>未満）により生産緑地地区となり得た地区は1地区、関連廃止を免れた地区が1地区ありました。

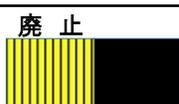
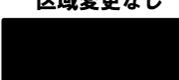
来年度以降も農地所有者に対し周知を行い、生産緑地地区の増加が図れるよう努めてまいります。

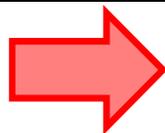
# 変更のまとめ

## 生産緑地地区の変更（東大阪市決定）

	変更前	増減	変更後
地区数	630	▼17	<b>613</b>
面積(ha)	104.29	▼3.11	<b>101.18</b>

# 変更のまとめ

変更の別		地区追加		区域変更		地区廃止		面積変更	
		地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
追加 変更	追加 	2	0.19						
	追加 			(3)	0.08				
廃止 変更	廃止 					▼19	▼2.14		
	廃止 			(11)	▼0.98				
その他	区域変更なし 							26	▼0.26
小計		2	0.19	(14)	▼0.90	▼19	▼2.14	26	▼0.26



**合計 17地区減 3.11ha減**

# 告示までの流れ

## 【案の縦覧】

令和4年10月17日(月)から令和4年10月31日(月)まで

⇒ 意見なし

## 【府 協議】

令和4年11月2日付け回答 「異議なし」

## 【 決定 】

本審議会での承認後、速やかに行う

## 【告示予定】

令和4年12月を予定